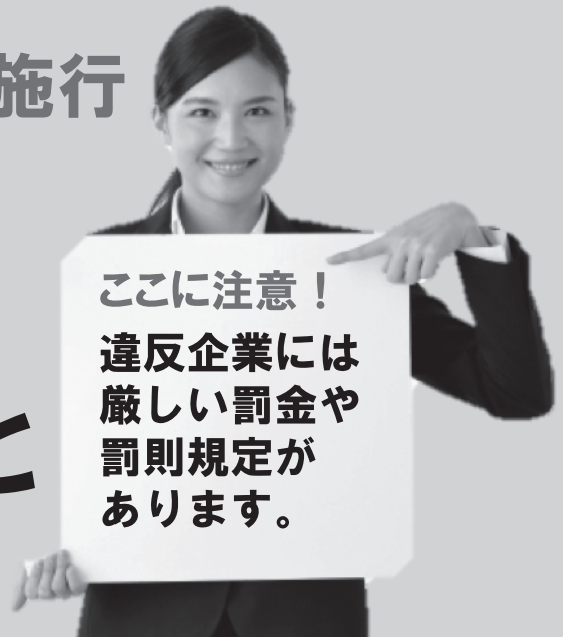


本年4月

労働法改正・労務管理セミナー

働き方改革関連法・第一弾が施行

有給休暇取得と 残業時間超過に 関する法の概要と 企業の対応策



ここに注意！
違反企業には
厳しい罰金や
罰則規定が
あります。

戦後最大の労働法改正！ 対策を立てなければ違反者続出も

- 有給休暇を1年間に5日以上未取得の場合

違反者1人につき会社に罰金30万円

- 残業時間の上限違反の事業者には

6か月以下の懲役または30万円以下の罰金

上記のような罰則規定が設けられているため、早急に対策を講じることが必要です。本セミナーでは、働き方改革関連法の概要と企業の対応策について事例を交えわかりやすく解説します。

講師

社会保険労務士法人ソリューション

特定社員 小野 純氏

日時 平成31年3月7日(木) 午後1時30分～4時30分

会場 コラッセふくしま 5階「小研修室」

受講料 会員 1名 4,000円 ※30年度無料受講券使用可
非会員 1名 6,000円 (テキスト代含む)

申込先 公益社団法人 福島法人会

〒960-8053 福島市三河南町1-20 TEL. 536-1291

FAX. 525-2311

定員
54名
申込みは
お早めに

【振込口座】東邦銀行/本店
(普)23634

(振り込み手数料のご負担をお願いします)

「労働法改正・労務管理セミナー」申込書

(会社業種:)

会社名				電話			
住所				FAX			
参加者	役職		参加者	役職			
無料受講券		名分を使用します	参加者		名分	円を	月 日銀行に振り込みました

※個人情報の取り扱いについては、当会の事業活動以外の目的では利用することはありません。

法改正

有給休暇取得と残業時間超過に関する 法の概要と企業の対応策

働き方改革関連法が順次施行されます！
まずは、本年4月から施行される
第一弾の内容を正しく理解しましょう！

講座内容

1. 働き方改革とは
・働き方改革の背景 ・国のねらいは何か
2. 働き方改革(第1弾…労働時間法制の見直し)

《法改正の内容》

- ① 残業上限規制(特別条項厳密化、複数月平均対応など)
- ② 年次有給休暇5日取得(未達成者1人につき罰金30万円)
- ③ 年次有給休暇のダブルトラック対応
- ④ 管理者も労働時間の客観的把握義務(手書出勤簿NG)
- ⑤ 高プロ新制度、フレックスタイムの拡大
- ⑥ 残業後、翌日の勤務開始までの時間確保(努力義務)

《企業の対応策》

- ① 新しい協定書への対応策(健康および福祉確保措置)
- ② 複数月平均で違反しないためには
- ③ 年次有給休暇5日義務違反を無理なく回避するには
- ④ フレックス拡大のメリット・デメリット
- ⑤ 法改正による売り上げ減少を回避するには
- ⑥ 働き方改革第2弾(2020年4月～)の恐怖とは

講師 紹介

[特定社会保険労務士]
社会保険労務士法人ソリューション 特定社員 **小野 純氏**



1967年生まれ。中央大学卒。大手製造会社に勤務後、研修会社の専任講師を経て社労士資格を取得。老舗社労士事務所でインターン研修後、2003年独立。現在、労務管理・就業規則作成等の業務と共に、各種商工団体等のセミナー講師として活躍中。明快な解説には定評がある。
【著書】「私が教える社労士過去問題集」「私が教える社労士テキスト」他

- 既納受講料の返却は致しません。当日不参加の場合は、代理のご参加をお願いします。
- お申し込みの方には、改めて通知しませんので、時間厳守のうえご参加ください。
- コラッセふくしま駐車場(30分無料100台)はありますが、混み合いますので、お早目にお出かけ下さい。